

鯖江市特定公共賃貸住宅申込みのご案内

特定公共賃貸住宅とは、鯖江市が中堅所得者の方に良質な住宅を供給することを目的とした賃貸住宅です。

【お問い合わせ・申込み先】
鯖江市役所 公園住宅課
TEL 0778-53-2240

申込みできる方

次の①から⑤全ての条件を満たす方

- ①自ら居住する住宅を必要としている方
- ②同居または同居しようとする親族のある方（婚姻予定者の方も含む）
- ③世帯の所得月額*が15万8千円以上48万7千円以下の方 ※裏面の【所得基準早見表】参照
（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第1条第3項の規定による算定）
- ④市町村税に滞納がない方（同居親族も含む）
- ⑤暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう）でない方

〔注〕 次のような方は申込みできません。

- ・世帯を不自然に分離・合併した方
- ・原則として持家所有者（同居親族に持家所有者が入る場合も含む）

連帯保証人の資格要件（2人）

- 1 福井県内に在住する方
 - 2 入居申込者と同等以上の収入を有する方
 - 3 市町村税の滞納がない方
 - 4 公営住宅に居住していない方
 - 5 未成年者、成年被後見人、被保佐人または破産者でない方
- ※なるべく入居者との続柄が近い方（父母、兄弟姉妹など）信頼性、永続性のある方

添付書類（すべての申込者）

- 1 申込者の住民票全員写し（別世帯の同居予定者分も必要）
- 2 所得証明書（幼児、就学中の方を除く申込み家族全員）
- 3 [1月～6月申込者] 前年源泉徴収票または確定申告書控えの写し
- 4 健康保険証の写し（入居予定者全員分）
- 5 市町村税納税証明書〔滞納なし〕（幼児、就学中の方を除く申込み家族全員）

※次に該当する方は、それぞれ別途添付書類が必要です

- 1 婚約者の確定している方（3ヶ月以内に結婚される方）
婚約誓約書（市様式）
- 2 母子・父子世帯、成年の方で配偶者有無の確認が必要な場合
戸籍謄本（配偶者の有無および子の親権者が明らかなもの）
- 3 前年1月以降、現在までに職場を変更している方
給与支払い証明書（市様式）、最新の給与明細書の写し
- 4 前年1月以降、現在までに職場を退職している方
退職証明書、健康保険資格喪失通知書、雇用保険離職証明書の写し
- 5 学生の方（高校生までは必要ありません）
在学証明書

※申込者の世帯状況によりその他の添付書類が必要な場合がありますので、詳しくはお問合せください。

注 意 事 項

申込みについて

申込書は、本人または家族の方が公園住宅課（鯖江市役所2階）へ持参してください。

事実と違う内容で申込みをしていたことが判明した場合は、申込みが無効となり、入居決定後の場合においても入居を取り消すこととなります。

連帯保証人について

連帯保証人（2人）の資格要件は表面に記載のとおりです。（原則同一世帯でない方）

入居に際し、連帯保証人との連名の請書（契約書類）および下記添付書類の提出が必要です。

①印鑑証明書、②所得証明書、③市町村税納税証明書（入居時に提出していただきます。）

家賃について

月 58,000 円（共益費別途） ※物価変動により家賃が変更となる場合があります。

敷金について

敷金は、入居時の家賃の3ヶ月分に相当する金額（174,000円）で、入居前に納付していただきます。

住宅室内設備について

プロパンガス、システムキッチン、洋式トイレ(暖房便座)、ユニットバス、電気温水器（台所・洗面所・浴室の給湯）、サンルーム、外物置等

※次のものは設置されておりません。入居時に各自でご用意ください。

照明器具(居室③およびダイニング①)、ガスコンロ(200VIH可)、エアコン、カーテン、網戸等
(網戸は一部残置の場合もありますが、維持、補修等一切の管理は入居者の責任でおこなってください。)

共用部分の管理について（共益費）

共同施設・共同設備にかかる費用（電気代・水道料金等）としての共益費が、毎月の家賃とは別に必要となります。共益費の設定・徴収は、団地の自治会がおこないます。

また、団地内の共同施設、共同設備の維持管理（建物、敷地内清掃や除草等）は、団地の取り決めにより、入居者の方々が共同でおこなっていただきます。（清掃当番や行事等参加の協力依頼があります。）

駐車場について

駐車場は、団地内に1戸あたり2台分指定場所で確保してあります。

3台以上保有している方は、各自で駐車場を確保してください。

入居について

入居決定後は、速やかに引越し、住民票の異動手続きをしていただきます。

入居決定後、一定期間内に入居されない場合は、入居を取り消す場合もあります。

入居の際は、申込書に記載した全員が同時に入居してください。

ペットの飼育はできません。違反した場合は、住宅の明け渡しを求めることがあります。

騒音など近隣の迷惑となる行為、トラブルを起こした場合は、住宅の明け渡しを求めることがあります。

【所得基準早見表】※総支給額ではありません。

入居者全員の所得を合算した金額によって、入居資格があるかどうか判断する所得の目安です。

（控除要件の該当がある場合は上限額が異なりますので、詳しくはお問合せください。）

2人で入居	3人で入居	4人で入居	5人で入居	6人で入居
2,376,000円以上	2,756,000円以上	3,136,000円以上	3,516,000円以上	3,896,000円以上
6,324,000円以下	6,704,000円以下	7,084,000円以下	7,464,000円以下	7,844,000円以下